

平成24年度第2回石狩市使用料、手数料等審議会会議録

開催日時 平成 25 年 2 月 21 日（木） 10 : 00~11 : 45

開催場所 石狩市役所 3 階 庁議室

出席者 会長：住谷浩

委員：熊谷美香、溝口秀夫、矢藤良雄、南場征哉、堀弘子、池田京子

欠席者 副会長：松永昭司

委員：新海節、若林厚一郎

事務局：大塚財政部長、中西財政課長、岡主任主査、後藤主任

傍聴者：なし

【開 会】

○事務局（中西）： おはようございます。定刻前ではございますが、本日出席予定の委員の皆さまにお集まりいただきましたので、これより「使用料、手数料等審議会」を開会いたします。本日は大変お忙しい中、また大変な大雪の状況の中でお越しいただき、ありがとうございます。なお、松永副会長、新海委員、若林委員からは欠席のご連絡をいただいておりますので、ご報告申し上げます。

それでは早速、施設使用料及び手数料の改定について、白井副市長より諮問をさせていただきます。

○白井副市長： 「使用料、手数料等の改定」について、石狩市使用料、手数料等審議会条例第 2 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、審議会の意見を求めます。よろしくお願ひします。（諮問文を住谷会長へ渡す）

○事務局（中西）： 引き続き、白井副市長より一言ご挨拶を申し上げます。

○白井副市長： 改めて、おはようございます。本日は田岡市長が東京出張中のため、代わって副市長の白井より諮問させていただきました。当審議会は、平成 13 年度より市民生活に重大な影響のある使用料、手数料等の設定にあたって、その全てが市民参加の下、公平な論議を踏まえて設定できるよう条例により設置されたところでございます。

本市の財政状況につきましては、平成 19 年に策定した財政再建計画のもと、行政経費のスリム化を図るなど財政基盤の再構築に取り組んできた結果、一定の成果を得たところでありますが、社会保障費をはじめとする経常的経費が増加傾向にあることや、政権交代により地方の貴重な財源である交付税が削減されるなど、今後も厳しい財政運営となることが想定されるところでございます。

このような状況におきまして、使用料、手数料は、市の貴重な財源であるとともに、受益と負担の公平性の観点に立って利用される方と市民全体との負担のルールを定めるものとしても、市財政の健全化において非常に重要なものであると考えております。その一方で、使用料、手数料については、利用者側の視点も必要であるなど、非常に多角的な視点に立った上で、適正に設定する必要があることから、委員の皆さまには大変ご苦勞をおかけするところでありますが、前回の全面改定から 3 年が経過するというところで、今回改めて全ての使用料、手数料を見直すものであり、委員各位におかれましては、今まで培ってこられました知識・経験等を大いにご活用いただく中で、この審議会からの答申を行政に反映して参りたいと考えております。

宜しくご審議の程を申し上げまして、審議会開催に当たる挨拶とさせていただきます。

○事務局（中西）： 白井副市長につきましては、この後公務のため退席させていただきます。以降の進行については、会長をお願いいたします。

○住谷会長： はい。只今から、審議会を開催します。それでは、早速、本審議会に諮問された「使用料、手数料等の改定について」を議題といたします。事務局より提出されている資料に沿って、説明をお願いいたします。

○事務局 (岡)： それでは、早速ですが、事前配布した資料について若干修正し、A3 判に拡大して配布しておりますので、そちらに基づいて説明させていただきます。資料の中で修正箇所がございまして、まず、資料 3 (5 ページ) の下のほう「その他検討を要する使用料等」というところに、多目的スポーツ施設 (トレーニングルーム) についての記述を加えてあります。それと、今週所管のほうから項目の削除を依頼されまして、資料 2 の「低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査」のところで、手数料が 2 項目ほど削除になっています。

○住谷会長： 資料 2 にも変更があるということで、皆さん確認しておいてください。

○事務局 (岡)： それでは、内容の説明をさせていただきます。昨年 7 月 18 日の第 1 回審議会の後、8 月から各施設使用料及び手数料について、コスト及び受益者負担に関する実態調査を行いました。約 1 カ月の期間を設けて調査報告を受けたのち、内容を精査し、11 月~12 月、調査結果に基づき、受益者負担率が 150%を上回るか、90%を下回るものを見直し対象としました。

○住谷会長： すみません。まずは、資料 3 の検討経過から最初に説明していただいて、それで質疑をして、そのあと具体的な変更内容について再度説明を受けて、質疑をするという形にしたいので、この方法で説明をお願いします。

○事務局 (岡)： 失礼いたしました。途中、区切って説明しますが、まず、資料 3 の経過について説明させていただきます。ただいまの説明の続きとなりますが、11 月~12 月調査の結果に基づき、受益者負担率が 150%を上回るもの、もしくは 90%を下回るものを見直し対象といたしました。これが資料 3 の中段「性質別分類 (現行据置き)」29 施設と「改定原案」24 施設に分かれ目になります。手数料については、210 事務中 11 事務について、見直しが必要ではないかということで対象にしました。

これに基づき、所管の意向調査を実施いたしまして、その結果が、使用料については資料 4 (7~9 ページ)、手数料については資料 6 (13 ページ) になります。

○住谷会長： よろしいですか。

(「はい」との声あり)

○事務局 (岡)： 事務局として改定案を作成した段階では、所管の意向を踏まえつつ、事務局としては改定したほうが良いというものを選定いたしまして、最終的に 12 施設を使用料の改定施設とし、手数料についてはすべて現行どおりということになりましたが、実態調査以外にも案件が出てきて、それが先ほども若干触れました多目的スポーツ施設 (トレーニングルーム) の中学生以下の使用と、道路占用料、これは北海道に準拠しているもので改定の必要があると所管から報告を受けました。手数料については、最近法律が施行されました低炭素住宅の建築に係る審査の手数料、これらを合わせまして、改定案としております。以上、経過としてはこのような状況になります。

○住谷会長： 確認が中心ですが、何か資料等の関係で分からないところなどあれば質問していただければと思います。

資料 3 で、24 施設から見送りが 12 施設、改定検討が 12 施設とありますが、○の数は 9 しかないようです。そのあたりを少し説明していただけますか。

○事務局 (岡)： 改定検討の 12 施設については、①職員住宅 ②花川南コミュニティセンター ③墓地 ④斎場 ⑤B&G 海洋センター (プール) ⑥厚田スポーツセンター (プール) ⑦砂丘の風資料館 ⑧厚田資料室 ⑨はまます郷土資料館 ⑩学校開放 ⑪カルチャーセンター ⑫学び交流センター、となります。

○住谷会長： ありがとうございます。改定見送りのほうの 1 2 施設も確認させてください。

○事務局 (岡)： ①有料公園施設 (野球場) ②有料公園施設 (庭球場) ③美登位創作の家 ④公民館 ⑤単身者住宅 ⑥旧教員住宅 ⑦市有自動車 ⑧市民プール ⑨高齢者生きがい福祉施設 (憩の家・寿の家) ⑩スポーツ広場 (夜間照明) ⑪緑苑台パークゴルフ場 ⑫石狩川左岸棧橋施設、となります。

○住谷会長： これ以外に、多目的スポーツ施設と道路占用料、ということですね。よろしいですか。

(「はい」 との声あり)

○溝口委員： 手数料ですが、この 1 1 事務、それから 2 1 0 事務、というのはどういうことでしょうか。

○事務局 (岡)： 資料 6 (1 3~1 7 ページにかけて)、金額が設定してある数が 2 1 0、そのうちコスト比較をしたところ 9 0%を下回るものが 1 1 事務ありまして、それについて摘要欄で改定すべきかしないべきかというところを記載してあります。

○住谷会長： そうすると、基本的には検討された内容が摘要欄に書いているところが改定の検討対象になっているということですね。

○事務局 (岡)： はい。手数料については、道内他市町村と横並びの部分がありますので、そのあたりを重視して改定案をまとめています。

○住谷会長： 私のほうでは、資料の読み方を説明していただきましたが、ほかに何かありませんか。

○溝口委員： 単位が入っているところと入っていないところがありますね。住宅は 1 坪当たりですか。

○事務局 (岡)： 職員住宅の単位については、1 m²、1 月当たりの単価になっております。現在厚田と浜益については合併前の設定がそのまま生きている状態になっていまして、築年数ごとの m²当たりの月単価ということで現行料金が設定されている状態になっています。

○住谷会長： これはなかなかイメージできなくて、具体的には、どこでもいいので、家賃がどのくらいになるのでしょうか。正確でなくても結構です。

○事務局 (岡)： 例えば、厚田区で言いますと、築年数 2 5 年以上経過しているもので、面積が 6 9 m² ちょつとのところは、単価が 6 3 円になっていますので、使用料については 4, 3 7 0 円/月かかっていることとなります。5 年以上 1 0 年未満のものは、7 9 m² 弱くらいの住宅が 1 3, 1 1 0 円です。浜益については、築年数 2 0 年以上のもので、単価が 7 9 円、面積が 6 3 m² ほどで 4, 9 7 0 円です。

○溝口委員： 分かりました。資料にそのように書いてください。

○住谷会長： 1 戸につきいくら、となかなか書きづらいですね。たくさん種類があるので。例えば、築年数何年、何 m² の住宅はいくら、というレベルでよろしいですか。

○溝口委員： はい。あと、細かいことですが、(資料 1 の) 火葬炉のところで「札幌市民以外の」とありますが、これは「札幌市の市民以外の」という意味ですか。

○事務局 (岡)： はい、そうです。

○溝口委員： そのように、正確に書いていただくようにお願いします。

○住谷会長： それでは、経過に関する説明についてはよろしいですか。あと、資料の中で所管の意見が具体的に書かれてありますので、資料としては非常に見やすいと思います。ただ、文字が少し小さいですね。

今回、改定するものがかなり絞られて出されているような印象を受けたのですが、手数料等にも同じような形のものがあったのでしょうか。手数料に関しては今回ほとんど上がっていないですね。そのあたりを少し説明していただけますか。

○事務局 (岡)： 実態調査をした結果、コスト見合いで使用料、手数料が足りないものという意味では、手数料については 11 事務以外はほぼ適正という結果になりまして、その 11 事務について改定すべきかしないべきかということ、所管と調整した結果、札幌市なり近隣市町村や全国的な統一単価であるとか、そういった理由がほぼ 11 事務全てに共通していたものですから、今回は新規の低炭素建築物のみを改定対象としたところです。使用料については、資料 3 にありますとおり、全 73 施設のうちコスト的には 29 施設についてはほぼ現状で大丈夫だろうということになりまして、24 施設のうち 12 施設については近隣市町村なり市内の同様の施設なりとのバランスなどを考慮した結果、改定対象からは外したところです。

○溝口委員： 資料 3 に「緑苑台パークゴルフ場」とありますが、望来の「シーサードみなくるパークゴルフ場」はどのようになっているのでしょうか。条例上はコミセンの附属施設になっているようなことを聞いたのですが。

○事務局 (大塚)： コミセンという条例の中の一つの施設として位置付けられていますので、それ独自の条例を持っていないという意味です。

○溝口委員： 分かりました。

○住谷会長： 検討の対象外ということですか。

○事務局 (大塚)： いえ、検討の対象にはなるのですが、原価計算をすると、適正な範囲に収まっているということです。

○事務局 (岡)： 望来の施設一体の中で、コストがどうなのかという計算をしました。

○溝口委員： 合併した時点で、直せばよかったのではないですか。片方がコミセンの中の施設というのは変な感じがします。とりあえず分かりました。

○南場委員： 改定する、しないの境目が「150」と「90」というお話をされていましたが、その数字の説明をお願いします。

○事務局 (岡)： かかっている経費に対して、もらっている受益者負担 (使用料) が 90%以下であれば十分な過ぎるという判断をし、逆に 1.5 倍以上であればもらい過ぎという判断をしています。

○事務局（中西）： かかっているお金ともらっている額がイコールであれば100となります。

○南場委員： 受益者からもらう分が分母に来て、かかる費用が分子に来るという計算式ですね。

○事務局（岡）： そうです。

○南場委員： 150は多い、90は少ない、従ってこの間から飛び出ているものを改定の対象とすると。

○事務局（岡）： はい。実際に100かかっている経費に対し、90しかもらっていないものを対象とし、かつ150ももらっているものも対象としました。ただ、150以上となった、野球場、庭球場、美登位創作の家、公民館、単身者住宅、旧教員住宅の6つの施設は改定見送りの案となっています。

○事務局（大塚）： 今回の改定の中で、一定のコスト計算はするのですが、今言ったように100を超えるもの、超えないもの、その数字のみをもって改定をするのではなく、一定の許容範囲をもたせるとい考え方の中で整理した結果、150と90という数字を出したところです。

○南場委員： そうですよ。単純にこれだけで割り切れることではなくて、利用者のこととかを考えないといけないですから、採算の合わない分も当然ございますね。

○住谷会長： 基準ですね。考える目安。

○事務局（岡）： はい。まず第一段階としての客観的な目安になるものをそこに置いて、そこから具体的な状態などを考慮した結果、改定するものを12施設ということにしました。

○住谷会長： この考え方を導入したのはいつからですか。

○事務局（大塚）： 前回から、ある程度許容範囲は少しもたせた中でやっております。

○住谷会長： 今ちょうど、それを利用した、移行期と言いますか、すぐにそれに基づいてやると混乱することになりそうなので、その考え方を導入して今データを作っている、2回目ですね。

○事務局（中西）： はい。前回のときに、100%という水準は目指すのですがけれども、その前にも決められた設定があり、近づけるために大幅な改定というのはできなかったので、まだ100%まで距離がある料金設定をいかにそこに近づけていくかというのが、今回になります。

○住谷会長： 変化の上限が2倍以下ということでしたね。

○事務局（岡）： はい。前回の審議会の際に説明いたしました設定の基本方針の中でも、あまり受益者負担が激変するのは良くないということで、改定の上限は1.5倍から2倍までと設定しています。

○住谷会長： 前回の会議資料「使用料、手数料等設定の基本方針」に書かれている内容があります。「①原価計算方式によるコスト算定を行う。②行政負担と受益者負担の負担割合を明確にする。③受益者負担の急激な上昇を防ぐため、上限改定率を設定する。④定期的な料金見直し（料金改定サイクル）の実施（概ね3年ごと）」これですね。ほかにありませんか。

○溝口委員： 資料3の「B&G海洋センター（プール）」と「厚田スポーツセンター（プール）」は温水ですか。

○矢藤委員： 温水ではありません。市内では市民プールのみが温水です。（市民プール以外は）使用は夏季のみです。

○堀委員： ここに諮問されて、私たちが答えを出すものに関しては、それに対する人件費なり、もう少し細かなものが提案されるのではないかと思います。以前この審議会の傍聴に来たときにはもっと細かい資料があったように思います。提案するときには、私たちが答申としてこれが妥当です、ねということを出していくわけですから、もう少し細やかな資料が必要ではないかと思います。

○事務局（岡）： 実態調査の全ページというわけにもいかないかなと思い、まとめたのですが、改定施設分用意する形でよろしいですか。

○住谷会長： 実は今、このあと改定する施設について、細かく説明していただくというふうを考えていたのですが。

○堀委員： 私たちも、この審議会に臨む前にいろいろ調べるんですね。ですからちゃんとそういう資料はこの資料と一緒に送っていただくというのが本当ではないかと思います。

○住谷会長： 用意はできますよね。

○事務局（岡）： はい。

○住谷会長： 可能な限り用意していただくということで、では、改定するものの具体的な説明をお願いしますか。

○事務局（岡）： 資料1については施設使用料の改定案になります。先ほどから説明しております12施設についてですが、厚田区・浜益区の職員住宅については、現在、区によってばらばらになっています。現行料金を北海道の公宅基準を準用した形で料金の統一を図るように改定案を作成しています。

次に火葬炉の市外の方の利用について、先ほど指摘もございましたが、札幌市の市民以外の使用料と比較した場合にかなり安価となっていることから、現使用料では施設維持管理コストに対する受益者負担がかなり低いということで、市外の利用について使用料を約1.1倍～1.3倍に改定しようとするものであります。

次に各小中学校の屋内体育館ですが、厚田区・浜益区については現行400円・300円を500円に、旧石狩市については500円を600円にということで、こちらについては施設の状況や札幌市の使用料との比較において改定案を作成いたしました。なお、浜益中学校が平成25年度に新たに建設予定となっておりますことから、浜益区については若干改定幅が大きい状態となっております。

また、グラウンドですが、今回新たに新設したいということで案を作成しております。札幌市においては350円の使用料を取っていることもあり、石狩市内は300円を使用料として新設しようと考えております。

次に個人利用に係るものについて、花川南コミュニティセンターのトレーニングルームは、現在無料で使える状態になっておりますが、コミュニティセンター条例に規定されております一般開放の料金を適用して100円としたいと考えております。

次に多目的スポーツ施設（サン・ビレッジいしかり）ですが、市民要望がございまして、中学生以下も利用させてほしいということで、使用させるに当たってはコミュニティセンター条例などとのバランスも考慮して100円で中学生以下の利用を認めるという内容になっております。

次にB&G海洋センターのプール、厚田スポーツセンターのプールについては、現在市民プール使

用料と比較しても相当安価であるということから、上限改定率の 2 倍ということで、100 円を 200 円に改定したいと考えているところでございます。

続いて道路占用料ですが、これまで北海道に準拠して定めております。北海道が 3 年に 1 回の占用料見直しをしたことにより、管内他市については平成 24 年 4 月にすでに改定済みですが、石狩市としては、今回の改定のタイミングと合わせて平成 26 年 4 月 1 日に改定する方向で検討しております。改定の内容としては若干下がっている状態になっております。

続いて資料 2 ですが、手数料については実態調査の結果を考慮したときには、改定するものは対象無しでしたが、低炭素建築物新築等計画の認定の申請や変更の申請に対する審査について、法律の施行に伴い新設することが必要となったことから、新設するものであります。

○住谷会長： 基本的には国の法律によるものですから、審議という形には必ずしもならないですね。

○事務局（岡）： 金額についてどうこうというよりも、新たに設定しなければならないという状況です。

○溝口委員： 非常に不勉強なのですが、低炭素建築物とはどういうものなのでしょうか。

○事務局（岡）： 「都市の低炭素化の促進に関する法律」というものが、平成 24 年 9 月に公布され、12 月に施行されました。これによって低炭素建築物の計画の認定を受けた住宅は、住宅ローン減税などの優遇を受けられるということで、その優遇を受けるための審査手数料ということになります。

○溝口委員： 分かりました。

○南場委員： 低炭素住宅とは、不燃の材料という意味ですか。

○住谷会長： 木や自然物を使ったものもいいのですよ。エコとか、環境に優しいということですよ。

○南場委員： 分かりました。

○住谷会長： それでは、施設使用料改定案についてですか、特にここで熱心に検討しなければならないのは 1 ページ目になると思います。これに対して資料の提供を求めていますでしょうか。例えば、現実には厚田・浜益には新築の職員住宅はほとんどないのですよね。何年くらいのもものがどのくらいあるのか、規模とか、現在の単価と改定するといくらになるのか、といった形の資料がもし作れば、そのほうが判断しやすいのではないかと思います。

○堀委員： その資料は今出していただけということですよ。

○事務局（岡）： 職員住宅の部分で、ある程度まとまったものは、今コピーをお持ちします。

○堀委員： 確認したいのですが、今日は出されたものに対する質疑だけですか。

○事務局（中西）： そうです。答申は次回 5 月になります。

○堀委員： 答申を出すということは、ちゃんと私たちがその現状を知って今日の質疑をするということですよ。だから私は資料が必要ではないですか、ということをおっしゃっているのです。今日ちゃんと資料がそろって議論するというのが大事ではないのでしょうか。用意できるものは出してください。

○住谷会長： 今日出せるものは出していただく、それに基づいて議論するというで考えたいと思います。あとそれ以外に資料等で説明を受けたいところなどはありませんか。

○堀委員： 2ページの電柱のところ、改定前と改定後ではどのくらい変わりますか。前回（平成21年度第2回）の議事録では4割位減で、5,000万円くらいから3,000万円くらいにということで、大きな金額ですよ。電柱に付く携帯電話のアンテナのようなものの料金というのはどこに入ることになるのでしょうか。

○事務局（大塚）： 市が基本的に頂いているのは、ほとんどがNTTや北電の電柱1本当たりいくらかというお金で、例えば携帯電話の線が乗っているといたものは、直接石狩市には入ってきておりませんので、恐らく事業者さんのほうではないかと思えます。

○堀委員： ああいう別なものが上に付いたとしても、料金は変わらないと。

○事務局（大塚）： 変わらないです。数年前に1度見直しをしており、その前は平成一桁のときにしてあります。前回で大きく減り、今電柱1本630円になっておまして、何で下がったかという、この基本が土地代なのです。国のほうで全国的に地価が下がったので、占用料も下げなければならぬという状況になっています。国道・道道はもうすでに630円から560円に下がっており、市道は1年遅れで進んでいるものですから、市道との差ができてしまう。事業者にしてみれば、同じ電柱なのに、同じ土地なのに、国道と市道によって値段が違ふと。ですからこれをある程度統一感をもってやらざるを得ないかと思っています。費用的にはかなり収入として大きく減りますので、今回全ての改定案をお認めいただいたとしても、道路占用料が下がってしまうので、総額ではかなりマイナスの改定にはなると思えます。

○事務局（岡）： 道路占用料については、340万円程度下がるものとなっています。

○事務局（中西）： 23年度の収入実績では、3,340万円です。

○堀委員： 先ほどのお話だと、平成23年度に北海道が、24年度に他市が見直しをしているということですが、これは他市は全部下げているということですか。

○事務局（中西）： 今持っている情報では、札幌市・江別市・千歳市・恵庭市・北広島市は24年4月1日に下げています。

○堀委員： では、道内のどのくらいがそれに準拠しているか、ということは調べていないということですね。

○事務局（中西）： 全部としては調べていません。

○堀委員： 石狩市は遅れているということですね。

○事務局（中西）： はい。今、26年4月1日の改定に向けてご議論いただいておりますので、2年遅れるということになります。

○堀委員： 遅れているけれども、何か規制を受けるものでもないということですね。

○事務局（中西）： はい。遅らせることによって減るのが遅くなる、ということはあるんですが。

○堀委員： ただ地価が下がっているからと言って、国や道がやるから、石狩市もそれに準拠しなければならないと捉えるかどうか、ということですね。いろんなところで市民負担が上がっている中で、ここだけ下がるのはどうなのかとも思います。

○溝口委員： 堀委員の意見に賛成です。地方自治体ですから、石狩市として決める権利がある。

○矢藤委員： ただ、電柱の使用については個人ではなく法人ですので、大きい意味では会社に恩恵があり、税に還元されるということですよ。個々に見るとそういう議論もあるかもしれませんが。

○堀委員： それから、火葬炉のところで、「身体の一部」とありますが、他市町村では 1kg 単位のところもあるようで、そういう見直しではなく、今までの条例の中で作ってきたものの中での見直しということでしょうか。例えば交通事故で足を、といった場合も全て「一部」という規定料金ですか。そもそもそのような議論になったことはないということでしょうか。

○事務局（中西）： 内部では今のところありません。

○住谷会長： これまで通りのやり方で、ということですね。よろしいですか。

○堀委員： はい。

○住谷会長： ほかにありませんか。今、厚田と浜益の職員住宅の資料をコピーしていただきましたので、これについて説明をお願いします。

○事務局（岡）： 左から戸数、入居者、築年数、面積、単価となっており、単価を改定した場合はこれだけ影響額が出るというつくりになっております。使用料改定後の単価は検討段階のもので、もう一度数字を精査して、お渡ししたいと思います。

○住谷会長： ずいぶん浜益は空いていますね。

○事務局（岡）： そうですね。築年数が古く住めない状況のものも多いです。

○事務局（中西）： 浜益については、恐らくもう使えないようなものもこの表の中に入っておりますので、若干減らすという作業も必要です。40年以上前のものも含まれています。

○事務局（岡）： 一番新しいものは、厚田の平成16年築のもので、そちらはやはり単価も上がっており、年額の影響額も大きくなります。

○堀委員： こんなに空いているということは、先生がいなくなっているということですか。自宅から通われているとか。

○事務局（岡）： そうですね。そういう方もいますし、もともと地元の方もいらっしゃるかと思います。

○池田委員： この時期は、子どもたちも多く、先生の数も多かったですね。

○堀委員： そして、教員住宅を建てたけれども、どんどん生徒の数も減って、学校も廃校になって、という状況が生まれてきたんですね。

○住谷会長： 一番変化が大きいのはどこになりますか。値上がりが一番大きくなる場所。

○矢藤委員： 新しいところ、5年未満のところが上がるのではないですか。

○事務局（中西）： はい。ただ、現状としては5年未満の施設がないので、実際の影響としてはそれほどでもないです。

○住谷会長： 現実には一番値上がりするものとして、厚田の平成16年に建った建物が今度は194円に単価が上がって、月22,000円くらい、これは3LDKくらいですか。

○事務局（岡）： はい。3DKくらいのものかと思います。この表ですと、改定後270円となっておりますが、今回166円から194円に見直すことになっておりますので、15,320円くらいになります。差額としては月2,000円くらいです。

○住谷会長： 浜益に関しても、一番新しいのは平成8年ですか。こうなるといろいろイメージも沸いて判断しやすくなりますね。

○堀委員： 職員住宅のところで、この審議会の前に検討委員会が開かれていて、送っていただいた議事録の中に、「総務部においては、改定にかかる組合協議の際には持ち家についても配慮すること」とありますが、これはどういう意味でしょうか。

○事務局（中西）： 今、職員の持ち家に対して支給されている手当がありますので、職員の住宅の手当関係も含めて、一体的に見直しをする必要があるのではないかと、という意見があったということです。

○堀委員： 分かりました。ありがとうございます。

○住谷会長： 小中学校の体育館の使用料のところではご意見ありませんか。

○堀委員： どのくらい利用者がいるのか、稼働がどうなのか、どのくらい収入があるのか、ということをお教えてください。

○事務局（岡）： 旧石狩地区の体育館については、平成21年度から23年度までの平均で年間57,136人です。これは人数で、団体として十何人の単位で申し込んでいたり、半年ごとのスパンで申し込んでいたりしますので、基本的には各学校に一つの団体が半年ずつ張り付いて、入れ替わったり継続して使っている状況かと思えます。

○矢藤委員： イメージとしては、前期が5~10月、後期が11月~4月で、後期に関しては市内の学校に空き無しという状況です。前期は外のグラウンドが使えるので少し空いてきます。

○堀委員： 収入としてはどうですか。

○事務局（岡）： 単純に、1団体20人と想定すると、2,856団体になりますので、旧石狩地区だと、2時間×500円×2,856団体、という計算になるかと思えます。

○堀委員： 厚田・浜益の屋内体育館についてはどうですか。

○事務局（岡）： 厚田は3年平均で年間3,574人です。浜益は2,994人平均となっています。

○堀委員： こちらも後期は満杯の状況ですか。

○事務局（岡）： 利用状況としてはやや少ないですが、浜益に関しては施設が古いので、これが新しくなると利用状況も変わってくるのではないかと思います。

○矢藤委員： 今の団体数には少年団もかなり入っているので、利用料に跳ね返らないですよ。

○事務局（岡）： はい。中には減免を受けている団体もありますので、全ての団体からもらえている訳ではありません。そういう意味で、資料 4（7 ページ）の一番上に屋内体育館の欄がありますが、旧石狩地区ですと実質負担割合は 8.97% ということで、必要な分には程遠い状況です。厚田については半分くらい、浜益についてはかなり負担してもらっている現状ですが、施設が古い分などの理由によるものなので、これに関しては 25 年に新築した段階でまた負担割合がかなり変わってくることとなります。

○堀委員： この負担割合を出す際には、例えば先ほどの少年団などの減免を受けている団体の数も入っているということでしょうか。

○事務局（岡）： いえ。これ自体は単純に施設を維持するコストがいくらかかっているかを基に、基本方針で定めている受益者負担を踏まえて、今の設定がどうなのかを示したものなので、減免などは考慮されていません。

○堀委員： では減免を考慮するとさらに下がるということですね。分かりました。あと、個人利用の南コミセンのトレーニングルームに関して、利用者がどのくらいいるのかということをお教えください。

○事務局（岡）： 概算ですが、南コミセンを個人で利用されている方が年間平均 54,000 人弱で、そのうちの 8,800 人くらいが恐らくトレーニングルームを利用しているのではないかと思います。

○溝口委員： りんくる 3 階のトレーニングルームはどうですか。

○事務局（中西）： 健康増進室ということで、利用形態がまた別になります。

○溝口委員： 南コミセンのトレーニングルームには、トレーナーがいるのですか。

○事務局（岡）： トレーナーはいないです。

○溝口委員： 事故があった場合はどうなるのでしょうか。

○事務局（中西）： 父兄が引率をするという条件で使用を認めるものです。

○溝口委員： 札幌市のパークゴルフ場では未就学児童は使用禁止です。保護者同伴ということははっきり謳う必要がありますね。

○住谷会長： ほかにありませんか。資料の作成に時間がかかるものもありますので、今日伝えていただかないと用意ができません。この資料で分かりますか。堀委員も職員住宅に関しては、よろしいですか。

○堀委員： 先ほど説明も聞きましたし、皆さんがいいとおっしゃるならいいです。ただ、資料の出し方としてはすごく不十分だということをお伝えしておきます。

○溝口委員： 私はこの審議会の傍聴に過去 2 回参加しているのですが、そのとき思ったのは、石狩市民と市民以外の料金設定がないということです。パークゴルフでいうところのメンバーとビジター。市民は住民登録をして税金を払っているのでメンバー、それ以外はビジターということになります。石狩市は料金格差をつけることを嫌っています。周辺自治体のパークゴルフ場の料金をみると、73%が格差を設けています。新篠津では市民が100円で、それ以外は300円です。雑談ですが、

○住谷会長： どうですか。住民と住民以外の料金の差というのは相当いるんなところであるのでしょうか。

○溝口委員： 自治法の解説書では、住民よりも多く取っても差し支えないと書かれています。新聞の読者の声の欄に、旭山動物園では旭川市民が580円、市民以外が800円、高齢者は旭川市民は無料、市民以外は800円で、非常に気まずい思いをしたという記事が出ていました。私も旭山動物園に電話で問合せたところ、そのとおりで、中学生以下に関しては市民も市民以外も無料ということで、これは当たり前のことのような気がします。

○住谷会長： 私は逆の考え方を持っていて、今、市域だけで生活が完結していない場合がけっこうありますので、札幌圏とか石狩圏のようなもので融通し合うほうが実際は良いのではないかと考えが一方にあったりします。

○溝口委員： 一番の例は図書館です。北海道に100ある図書館のうち、2つ以外は貸し出しの範囲を限定しています。入館して閲覧するのは自由でも、地元民や通学している者、通勤している者だけに貸し出しを認めるというのをやっていないのは石狩市と北広島市だけです。図書館は図書館法で入館料や貸出料を取ることができないので、運営は地元民の税金で賄われているのです。市民の共有の資産を勝手に市民以外の人間に貸し出すのがどうなのか、ということです。

○住谷会長： ちょっと論点がずれてきましたので。このほかにもしなければ、この後は5月の答申の前に会議を開いて答申するという形になりますので、できれば今日疑問点や必要な資料があればこの場でリクエストしていただきたいと思います。

○南場委員： 5ページが一番下の左の学び交流センターのところで、「公民館との整合を図るため」とありますが、公民館の現行の使用料というのはどのようになっているのでしょうか。

○事務局(岡)： 7ページの資料4にありますように、公民館単体としては実質負担割合が割と大きい、つまりかなりもらっているという状況にはなります。

○住谷会長： 公民館は収益を上げているのですね。

○事務局(岡)： これだけ見るとそのような数字になります。

○住谷会長： 分かりました、ありがとうございます。ほかにありませんか。

○堀委員： 学び交流センターは、前回のときも見直ししていますが、学校の古くなった分も計算の中に入れて金額を出していたと思うのですが、今回このように値上げをするということは、どこがどのように変わってこの値上げになるのでしょうか。

○事務局（岡）： 単純にかかっている経費が大きくなっているということと、前回設定した金額が費用に対して低いということです。そこでどこと比較して改定したら良いかということで、同じような使用目的である公民館と比較してみたということになります。

○事務局（中西）： ただ、改定案としては今回の見送りの対象にはなっておりません。

○堀委員： 学び交流センターの目的と公民館の目的に違いがあると思うので、単純に公民館に合わせて良いのでしょうか。市外などとも比べて、市民が学びのために使うものに関しては考慮されているというのがあったりするので、一律に公民館の活動と一緒にして良いのか、ということもありますよね。

○事務局（岡）： はい。そのあたりを踏まえて、計算上はこうですがどうでしょうか、という所管とのやり取りの中で、所管としてはもう少し考えさせてほしい、ということで見送りになりました。

○堀委員： 石狩市の市民活動を支援するとか、そういったことを全部考慮したときに、ただ単純に公民館と比べていいのか、というのがちょっと気になったので。公民館がそのような活動をしていないという訳ではないのですが。ありがとうございました。

○南場委員： 学び交流センターは26年4月から改定になるということですか。

○事務局（岡）： いえ、改定の原案として12施設を抽出し、これについて庁内の検討委員会で検討を重ねた結果、資料1にあります8施設について改定してはどうかということになっています。

○住谷会長： そういう意味では、今回は相当絞り込んだという感じですよ。

○事務局（岡）： 絞り込んだというよりは、もともと所管とのやり取りの中ではどれも変えたくないというのがほとんどだったのですが、「上げたほうが」「変えたほうが」というような協議を行った結果、今回の案となりました。

○事務局（中西）： 財政側からすると、もうちょっと上げたほうがいいのかという提案をさせていただいたところではあります。

○住谷会長： 多分いろんな立場からの検討プロセスの中で相当議論して来られたからだと思います。

○堀委員： そうですね。先ほどの受益者負担率のところでは150から90という設定についても、90以下で維持していかなければならないとか、それがなぜ必要なのかという理由付けが必要なのだろうと思います。

○事務局（岡）： そうですね。そのあたりを検討委員会の中で議論した結果、今回の改定案になっています。

○堀委員： でもきっと3年後も見直しの時期にも同じく上がってきますよね。

○事務局（岡）： 状況が変わらなければ同じものがまた出てくるかと思っています。

○住谷会長： 今、一つの基準でふるいにかけていますので、当然出てきますよね。でも基準を修正する機能を検討委員会が持っていますから、そういう意味では機械的に決められてはいないということですよ。

○事務局（岡）： はい。

○南場委員： 学び交流センターが改定対象から外れた理由は何なのでしょう。

○事務局（岡）： 20ページにありますように、所管の意見として、公民館・カルチャーセンターとの3施設で総合的に捉えていきたいということで、公民館の現行料金も先ほど見たようにもらい過ぎの部分があるので、それも踏まえた中でもう少し時間をかけて検討していきたいというのがあったのと、今の使用実態も考慮すると今回は時期尚早ではないかということになりました。

○南場委員： 分かりました。ありがとうございます。

○住谷会長： そういう意味では、ここに至るまでに検討委員会のやり取りの中でやはり相当絞り込まれたような形になっているように思います。ほかに今日の段階で気がついた点があれば教えていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○矢藤委員： 今、公共施設1回100円という利用形態が多いと思いますが、これについて議論には特にならなかったということですか。

○事務局（中西）： 100円がどうかという議論は、内部ではしておりません。

○矢藤委員： 財政としても出さなかったということですか。

○事務局（岡）： 調査結果としては、100円で採算が取れているというものも、利用数が多ければありますので、資料3で現行据置き29施設に上がっているものについては、その金額である程度採算が取れているだろうという判断にはなっています。そこで採算が取れていないものも、採算が取れている施設とほぼ同じようなものであれば、そこだけ上げるわけにはいかないだろうという判断が働きます。

○矢藤委員： 施設の減価償却の問題があるから、例えば公民館は古いので、本当は取らなくても良いくらいだけれども、公の施設という立場から、ある程度均衡を取りながらセットしているのだと思います。そういう場合に施設ごとにかなりばらつきがあるので、もう少し深く考えても良いのではないですか。決して100円が高いわけではないし、札幌の区の体育館は350円くらいかかりますので、応分の負担をしてもらわないと。専用使用と個人使用の考え方もありますし、100円になってから8年から10年くらい経っています。使う市民は10円でも安いほうが良いのは当たり前ですが、使う市民と使わない市民がいるわけですから、税の公平負担ということで、ある程度はやむを得ないのではないかと思います。決して上げるという訳ではありませんが、高いところと安いところの平均値を取って、使う市民に理解してもらおうようにやって行くということが大事ではないかと思えます。

○堀委員： 今の考え方も一つだと思いますが、施設そのものの中で、例えばトレーニングルームだけではなくほかのものも含めた中で運営したときに、ここは大丈夫です、という判断もある程度必要ではないかと思えます。そうでないと指定管理者にとって利用率を上げていくといった努力がなくなってしまう。市民の側からすると安く使えるというのは、それで赤字を出してはいけませんが、全体として見たときにそこが運営していけるのであれば、市民サービスとしてはなるべく低く抑えてほしいというのは市民の意見ですね。

○矢藤委員： プールは100円から200円で、高くなっているのです。けれども体育館は100円なので、そのあたりに疑問を生じませんか、ということを行っているのです。100円が高いとか安いとかという議論ではなくて、例えば石狩市の平均単価が230円なのだとしたら、今回150

円でもいいのではないかとということです。恐らく公民館は低く、サン・ビレッジは高くなると思いますので、そのバランスを取ってやらないと。

○堀委員： ただ、プールで言うと水道料金が上がりますよね。プールはどうしても水を使う場所ですし、あれだけの水を入れる訳ですから、水道料金と切り離しては考えられない施設だと思います。

○矢藤委員： そうなると、トレーニングルームは中学生以下 100 円を取ってプールは取らないのですか、という議論になりませんか。

○堀委員： そうですね。プールには保護者は付くのですか。

○矢藤委員： 付きますよ。監視員もいますし。

○池田委員： それともう一つ、私が良く耳にするのは、りんくるの憩の家では常にお茶を沸かして置いてあるのに、南コミセンのお風呂ではそういうことがなくて、どうしてそうなのかということをよく聞くのですが、どうなのでしょう。りんくるの方は常に受付の方がお茶を沸かしてポットに入れて置いているので、朝からお弁当を持ってきていらっしゃる方もいるのですよね。

○池田委員： 憩の家は 65 歳以上誰でも 100 円、南コミセンのほうも 100 円で同じなのに、憩の家だけお茶がどうしてあるのか、ということをよく聞かれるのですけど。

○事務局 (大塚)： 状況だけ伝えておきます。ちょっと分かりません。すみません。

○矢藤委員： 新しい施設はそれなりの環境が整っているけれども、古い施設は冬寒いんですよ。そういうバランスがあるので、平均値をやっぱり一回出して、今 1 回 100 円でやっている風呂とかプールとかが妥当なのかどうなのか、3 年に 1 回、そういう数字を出した方がいいのではないのでしょうか。

○住谷会長： 今回この会議に出ささせていただいて、勉強になったのは、時間の経過とある断面を両方検討しなければ判断できないということです。今、石狩市が進めてきている基本方針に関しては、非常によく客観的に評価しようとしている努力を評価したいと思います。ただ、現実には基準になじまない話もあって、それをどういうふうに組み込んでいくかという仕組みも必要と思います。矢藤委員の発言は根本的にその辺も含めて考え続けてほしいという要望というふうに聞いていました。ベクトルの方向をきちんと合わせるという方向性を確認した上で、今年度我々の判断をどのようにするか、3 年に 1 回の見直しですけれども、ここまでは進んでいいのではないかと、これはちょっと急ぎ過ぎではないかと、といったことを最終的に答申できたらと思います。

先ほどの本質的な話はあるのですが、今回出てきた案の中で、審議会の中で結論を出す前に検討してほしい、もしくは付帯意見として入れたい、ということがあれば、次回までに整理していただければ結構ですけれども、もしあれば、お聞かせ願えればと思います。溝口さん、熊谷さん、いかがですか。

○溝口委員・熊谷委員： 特にありません。

○住谷会長： 堀さん、いかがですか。

○堀委員： 今回は出された資料に沿ってしか見ることはできませんでしたが、値上げしていくための理由が明確にされていないと、私たちも答申を出すという大きな役割を抱えているので、なるべく早めに資料をくださるようお願いいたします。

○住谷会長： 池田さん、いかがですか。

○池田委員： 特にありません。

○住谷会長： 南場さん、いかがですか。

○南場委員： 特にありません。先ほどのお話にあったように、100円という料金を根っこから見直す必要があるということは、私も今日感じました。

○住谷委員： これに関する答申と、今回お話のあった中での意見とか、今後の期待といったものは、次回最終会議のときにご用意いただきたいと思います。

○矢藤委員： 私は付帯意見として100円のあり方というものを次回の改正に向けて入れてほしいと思います。

○住谷委員： はい。一応今日はこれで終わりますが、ほかにご意見があれば。

○溝口委員： 減価償却費について、今日松永委員がいらっしゃれば、お聞きしたかったのですが、市では複式簿記を導入しているのですか。

○事務局（岡）： 取り組み始めているところです。

○溝口委員： そうですか。分かりました。

○住谷委員： 事務局のほうからは何かありませんか。

○事務局（中西）： 資料が少ないというご指摘をいただきまして、資料の作成に当たっては見やすいようにということも含めて、整理をして極力あまり膨大にならないようにと考えながら送ったつもりだったのですが、結局足りないようなことになりまして、申し訳ありませんでした。

算定に当たっての個別の資料を出してくださいということだったのですが、全ての施設の分でしょうか。

○堀委員： 今回改定対象施設の分でいいと思います。

○住谷会長： 基本的には、改定する施設に関して、なぜ改定するのかという理由が分かるような形の資料、もしくは経過を出していただくということで。

○事務局（中西）： もし、今日この場に出てこなくても、ご要望があればご用意します。

○住谷会長： 次回5月まで会議はありません。審議会として答申するときはメンバー全員で出すこととなりますので、疑問は残さず発言してほしいと思います。

では今日の会議はこれで終わります。長い時間審議ありがとうございました。

議事録確定 平成 25 年 月 日

石狩市使用料・手数料等審議会

会 長